

○茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成24年3月27日茂原市告示第37号

改正

平成24年6月29日告示第94号

平成28年3月30日告示第43号

平成29年3月28日告示第24号

令和3年3月29日告示第50号

令和4年4月21日告示第87号

令和8年3月30日告示第47号

茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性に対する市民意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、当該耐震診断に要する費用の全部又は一部を予算の範囲内で補助することについて、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 人の居住の用に供する建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されたものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断及び耐震改修に関する講習会又はこれに相当する講習会（以下「講習会」と総称する。）の課程を修了した者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内

に所在する住宅で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- (2) 地上階数が2以下であること。
- (3) 平成12年5月31日以前に着工されていること。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に補助対象住宅を所有していること。
- (2) 市町村税及び国民健康保険税（以下「市町村税等」という。）の滞納がないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、6万円を限度とする。ただし、昭和56年5月31日以前に着工された住宅については耐震診断に要する費用の額とし、12万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の耐震診断に係る契約を締結する前に、茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の登記事項証明書又は所有者が確認できる書面
- (2) 補助対象住宅の建築確認通知書等の写し又は建築年月日が確認できる書面
- (3) 補助対象住宅の耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (4) 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は、写真）
- (5) 耐震診断士の建築士免許証の写し
- (6) 耐震診断士が受講した講習会の修了証の写し
- (7) 申請者の市町村税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（耐震診断の完了期限）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定日の属する年度の2月末日までに、耐震診断を完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（申請内容の変更等）

第9条 交付決定者は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金申請内容変更承認申請書（別記第3号様式）に変更内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査し、変更の承認の可否を決定したときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金申請内容変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、耐震診断の実施を中止したときは、茂原市木造住宅耐震診断中止届出書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（着手の届出）

第9条の2 交付決定者は、補助事業に着手しようとするときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金着手届（別記第5号様式の2）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（1）耐震診断の実施に係る契約書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

（完了の届出）

第9条の3 交付決定者は、補助事業を完了したときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金完了届（別記第5号様式の3）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（1）耐震診断士が作成した耐震診断結果報告書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第10条 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、茂原市木造住宅耐震診断実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(勧告書)

第10条の2 市長は、前条の規定による実績報告書が提出され、耐震診断による結果、上部構造評点が1.0未満であることを確認した場合は勧告書（別記第6号様式の2）を交付決定者に発するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、第10条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、第9条第3項の規定による届出があったとき、又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を目的外に使用したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、茂原市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（別記第10号様式）により、期限を定めて既に補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

(添付書面の省略)

第15条 第6条第1号の規定による補助対象住宅の登記事項証明書については、市長が直接に、又は電子情報処理組織を使用して、同条の交付申請により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年茂原市告示第94号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月30日茂原市告示第43号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日茂原市告示第24号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日茂原市告示第50号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月21日茂原市告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月30日茂原市告示第47号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。